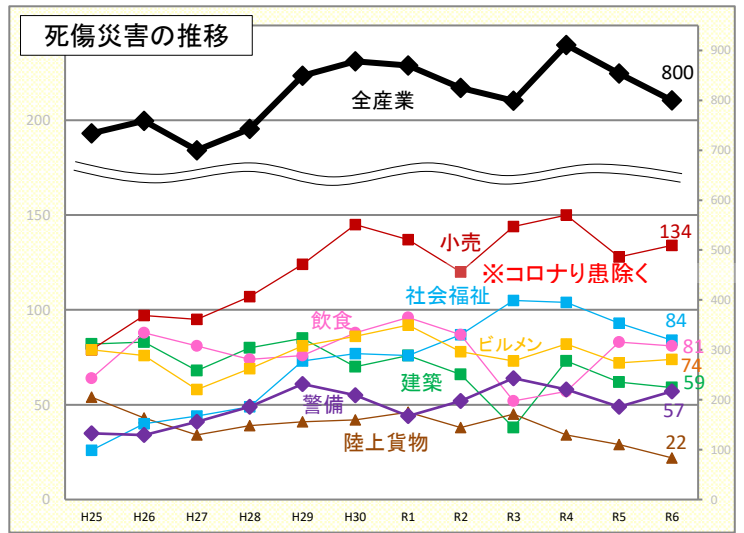
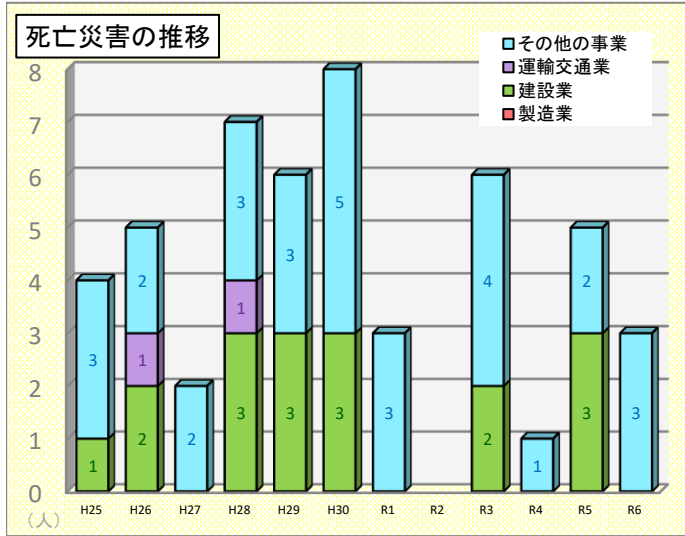


# 労働災害の発生状況

＜死亡災害の撲滅、業種の災害特性に応じた対策の強化＞

管内（新宿、中野、杉並区）の労働災害の発生状況

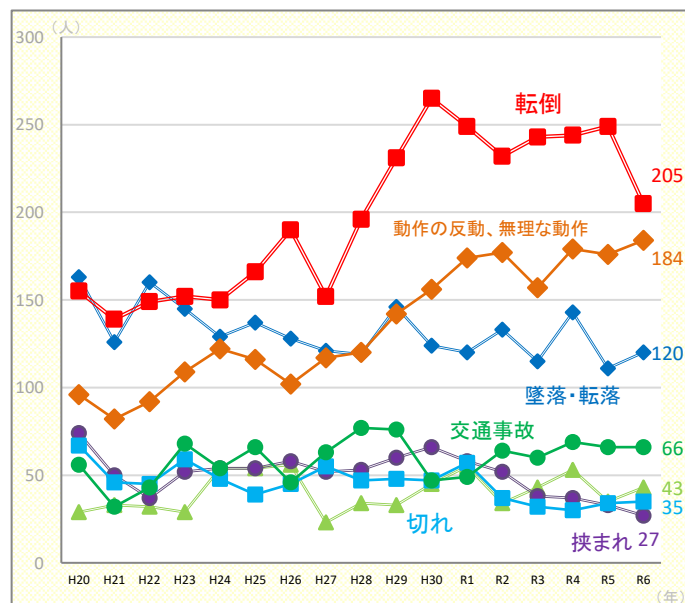


管内で発生した令和5, 6年の死亡災害

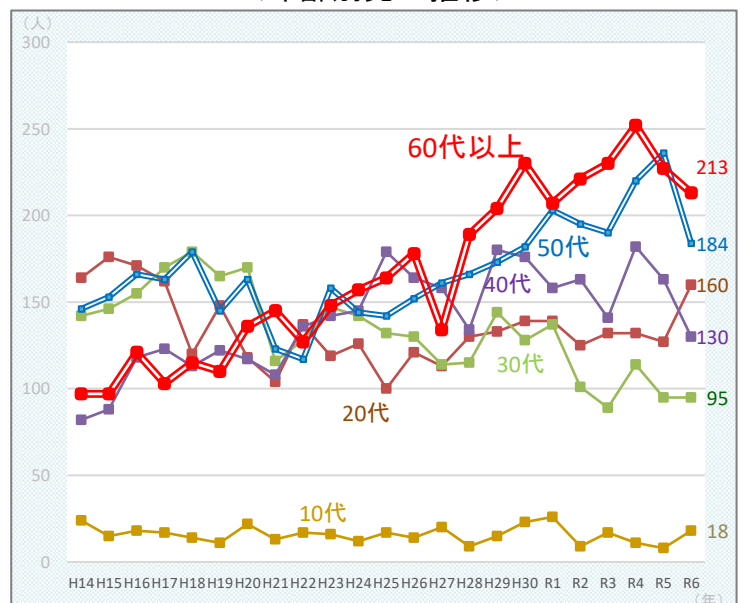
| 発生月     | 業種      | 職種<br>年齢・経験年数            | 事故の型<br>起因物      | 発生状況                                                             |
|---------|---------|--------------------------|------------------|------------------------------------------------------------------|
| R5. 2   | その他の事業  | 警備員<br>50歳代、1～5年未満       | 転倒<br>通路         | 車両入口にて、車両誘導業務のため立哨中、突然意識を失い後ろ向きに倒れ、後頭部を強打                        |
| R5. 8   | 建築工事業   | 防水工<br>50歳代、10～20年未満     | 墜落、転落<br>建築物、構築物 | 学校内1階食堂の屋根（2階）において、作業床の端に背を向けて防水シートの貼付作業をしていた被災者が、作業床の端から墜落（約4m） |
| R5. 9   | 建築工事業   | 電工<br>70歳代、30年以上         | 墜落、転落<br>開口部     | 現場仮囲い復旧のため、水平方向の単管パイプ同士の接続ジョイントピンを差し込もうとしたところ、前方の開口部に墜落（約4m）     |
| R5. 10月 | その他の建設業 | 電工<br>60歳代、1～5年未満        | 墜落、転落<br>屋根      | 商品保管倉庫の屋根において、設置されていた太陽光パネルの点検作業中、プラスチック製の屋根板を踏み抜いて墜落（約9m）       |
| R5. 11月 | 清掃と畜業   | 作業員・技能者<br>70歳代、20～30年未満 | 墜落、転落<br>立木等     | 民家の庭先での木の剪定作業において、被災者が立ち木に登って葉を落としていたところ、墜落（約3m）                 |
| R6. 12  | 警備業     | 警備員<br>50歳代、1年未満         | 交通事故<br>トラック     | 道路工事の路面補修工事が完了し、車両規制帯の撤去のため、2tトラックが後退していた際に、トラック後方にいた警備員が轢かれる    |
| R6. 11  | 警備業     | 警備員<br>70歳代、20～30年未満     | 墜落、転落<br>階段      | 病院内巡回中であった警備員が、病院建物内に既設の廻り階段から最下層の地下1階に墜落                        |
| R6. 9   | 警備業     | 警備員<br>60歳代、1年未満         | 飛来、落下<br>建築物、構築物 | 地上9階建てビルの6階部分の解体作業中、外壁ボードが防音パネルを突き破って落下し、車道で清掃作業中であった交通誘導員に激突    |

管内の労働災害の『事故の型』、『年齢別』の発生状況

＜事故の型別の発生推移＞



＜年齢別発生推移＞





## 行動災害（転倒・腰痛）防止 災害が増加傾向にある転倒・腰痛対策の強化

増加する行動災害に対して、防ぐべき労働災害である認識を持つこと、事業場における行動災害防止の推進を図る

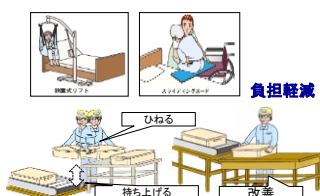
骨折等の重傷を負う災害が頻発、中高年齢の女性労働者多い

### 職場改善、負担軽減（ハード対策）

◇“滑り”“つまづき”“踏み外し”  
の危険箇所をなくすこと！



◇介護施設においては、  
ノーリフトケア（抱え上げない介護）  
＜福祉機器・用具の積極活用＞



### 教育により安全意識向上（ソフト対策）

◇転倒・腰痛予防に必要な対策を、すべての労働者に対して教育  
骨折等が頻発しており、休業が長期化している実態を伝える



◇教育資料や視聴覚教材の活用  
（厚生労働省：職場の安全サイト）



厚生労働省 転倒予防の取組

SAFEコンソーシアムポータルサイト



## 高齢労働者対策 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点からの高齢労働者の健康づくりを推進

50歳以上の発生件数が右肩上がり、20年で約2倍

働く高齢者が増加！災害発生率が高齢層で高い！  
60歳以上の労働災害1/4以上！

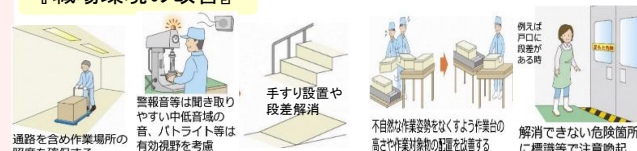
### ポイント①

『トップの方針表明』と『担当者や組織』の整備

### ポイント②

『職場環境の改善』

高齢者の就業状況や業務内容に応じて  
実現可能な対策を



### ポイント③

『体力や健康状況』の把握と対応

時間をかけ丁寧に、  
わかりやすく  
（図、イラスト、映像）

### ポイント④

『安全衛生教育』

- 高齢労働者の災害の特徴
- 身体機能の低下（労働災害リスクに関係）



高齢労働者の安全衛生対策について

体力チェックの方法



## 警備業 死亡災害の撲滅、行動災害の防止

令和6年に3件の死亡災害が発生

行動災害を中心、休業4日以上、の災害も増加傾向

### ＜車両誘導時の安全対策＞

#### ①警備、車両誘導の計画策定

- 配置や周囲との合図
- 誘導業務方法
- 装備品や保安用機材の準備



#### ②労働者に教育

- 建設用機械やトラック等の車両の特性の周知
- 誘導業務にあたっての留意点
- 装備品の着用や器材の使用方法

### ＜行動災害防止対策＞

行動災害や高齢労働者の災害の状況と対策

- 作業場所の危険場所の確認  
（階段・段差、凸凹、ぬかるみ、足元の障害物、水濡れ等）
- 走り出す等の急な動作しない
- 作業前の準備体操



## 建設業 墜落・転落災害防止（死亡災害を発生させない）

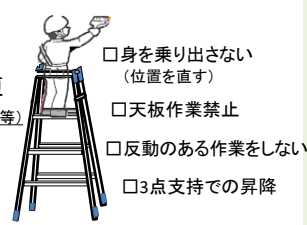
※計画の策定、変更時において  
「墜落・転落」リスクに係るリスクアセスメントを実施しましょう

### ＜脚立、はしごの安全な使用の徹底＞

#### ①まず検討！

- はしごや脚立の使用自体を避ける
- 危険性が相対的に低い用具へ変更  
（ローリングタワー、可搬式作業台、手すり付き脚立等）

②使用する場合「ルール」の定め  
「安全使用のポイント」を教育



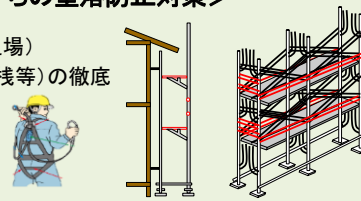
### ＜足場からの墜落防止対策＞

#### ①計画、設置時

- 作業床のある足場（本足場）
- 墜落防止措置（手すり、桟等）の徹底

#### ②組立・解体、作業時

- 墜落制止用器具の使用
- 作業主任者の職務遂行
- 足場の点検



＜足場の規則改正（本足場：R6.4～ 点検：R5.10～）＞

1. 一側足場の使用範囲の明確化（横1メートル以上の場所では、二側足場の使用を義務）
2. 足場点検者の指名、点検者の氏名の記録

## 職場における新たな化学物質規制 R5. 4、R6. 4施行

- ばく露の上限となる基準の制定  
SDS対象物質を674→約2900に順次追加  
一定の物質のばく露濃度基準の設定
- 情報伝達の仕組みの整備・拡充 (SDS情報伝達の強化)  
記載項目の追加や定期更新、通知方法の追加等
- 皮膚等への障害防止措置
- 自律的管理に向けた実施体制の確立  
化学物質管理者等の選任、衛生委員会での付議、  
雇入時の教育
- リスクアセスメントの実施、結果に基づく低減措置



### 化学物質管理に係る『特設サイト』の活用を！

化学物質管理規制についての特設サイト  
(厚生労働省)

化学物質管理者向けサイト  
(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所



## 令和7年度 STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

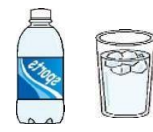
毎年約20人が死亡、約1,000人が4日以上休業  
職場における熱中症予防対策の徹底  
令和7年5月1日～9月30日までの期間  
(4月準備期間、7月重点取組期間)



作業場のWBGT値の把握  
数値に基づく対策の推進

水分・塩分の摂取

異常時の措置



朝礼会場だけでなく、作業場で測定

のどが渇く前に

異変を感じたらすぐ病院か救急車  
一人きりにしない

その他実施項目や  
教育用動画等は  
ポータルサイト活用



### 法改正事項 R7.6.1施行

熱中症のおそれのある労働者を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する  
口熱中症の発生や疑いがある作業者を報告する体制整備と関係者への周知  
口異常時の対応手順の定めと関係者への周知

見つける

判断する

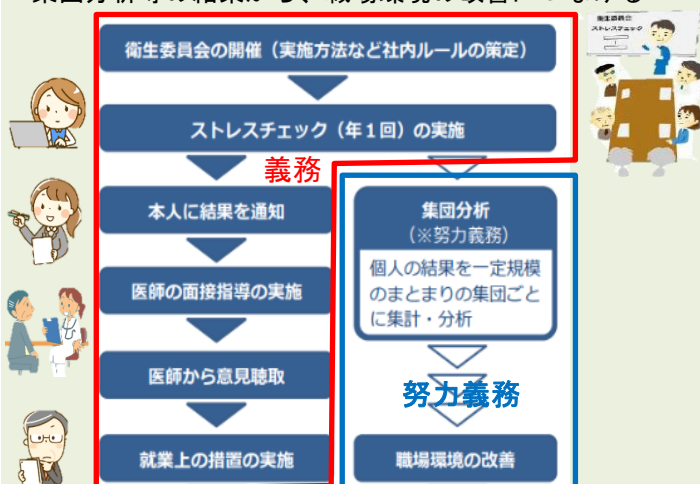
対処する



WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業が対象

## ストレスチェックと集団分析の実施及びその結果の活用

労働者自身のストレスへの気付きを促す  
集団分析等の結果から、職場環境の改善につなげる



※50人未満の事業場においても、積極的に導入を！

## 石綿障害予防規則の改正 R2. 10以降に施行

石綿則の事項について不適切事例が散見されたことから、作業開始前の石綿等の使用の有無の調査や、労働基準監督署への届出等にかかる大幅な改正

- 事前調査の徹底
- 事前調査を行う者の資格要件
- 事前調査結果の報告



## 法改正、ガイドラインの改正等

第10次粉じん障害防止対策  
(粉じん作業従事者は60万人以上)

労働者の健康保持増進のための指針  
(コラボヘルスの推進)

騒音障害防止ガイドラインの改正  
(騒音性難聴に労災認定者300人)

電離放射線業務の法改正  
医療従事者の被ばく線量管理、低減対策



# 業種の災害特定に応じた対策を進めよう

